

○名寄地区衛生施設事務組合証人等の実費弁償に関する条例

（平成29年2月27日条例第3号）

（趣旨）

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）その他法律の規定による証人、参考人及び関係人等の実費弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（実費弁償の支給対象者）

**第2条** 実費弁償の支給対象となる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 法第100条第1項後段の規定により出頭した選挙人その他の関係人
- （2） 法第199条第8項の規定により出頭した関係人
- （3） 法第115条の2第1項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会に参加した者
- （4） 法第115条の2第2項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した参考人
- （5） 行政手続法（平成5年法律第88号）第10条若しくは名寄地区衛生施設事務組合行政手続条例（平成29年条例第2号）第10条の規定による行政庁の求めに応じ公聴会等に参加した者又は同法第17条第1項若しくは同条例第17条第1項の規定による主宰者の求めに応じ聴聞に関する手続に参加した者
- （6） 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第34条（同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により審理員又は審査庁の求めに応じて出頭した者
- （7） 前各号に掲げる者を除くほか、法令の規定に基づき、又は組合の機関の求めに応じ証人、参考人等として出頭した者

（実費弁償の額及び支給方法）

**第3条** 実費弁償の額は、職員の給与及び旅費等に関する条例（昭和39年条例第5号）第3条で準用する名寄市職員等の旅費に関する条例（平成18年名寄市条例第52号）別表第1により支給する額とし、その支給方法は、一般職の職員に支給する旅費の例による。ただし、日当は路程にかかわらず全額を支給する。

**附 則**（平成29年2月27日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

